



報道発表資料の配付日時 12月25日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	新型コロナウイルス感染症関連資金の取扱期間の延長及び「年末年始中小企業経営金融特別相談」の実施について										
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者									
		発表場所									
概要	<p>1 新型コロナウイルス感染症関連資金の取扱期間の延長</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている道内中小・小規模企業に対する無利子融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」(制度の概要は別紙のとおり)について、年度末の資金需要に対応できるよう、次のとおり取扱期間を延長します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《変更内容》 保証申込期限を、現在の「令和2年12月31日」から「令和3年3月31日」に変更(融資については5月31日まで対応可能)</p> </div> <p>○ あわせて、感染症関連資金である「新型コロナウイルス感染症緊急貸付」(短期資金)及び「経営環境変化対応貸付(認定企業)」についても、取扱期間を「令和3年3月31日まで」に変更します。</p> <p>2 「新型コロナウイルス感染症対策に係る年末年始経営金融特別相談」の実施</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の長期化等により影響を受けている中小企業者からの経営や金融に関する相談対応の強化を図るため、「年末年始中小企業経営金融特別相談」を次のとおり実施します。(12月15日付け報道発表「年末中小企業経営金融相談」の拡充)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施日</td> <td>令和2年(2020年) 12月26日(土)、27日(日)、29日(火)、30日(水) 令和3年(2021年) 1月9日(土)、10日(日)、11日(月)</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>各日9:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>面談：経済部地域経済局中小企業課(道庁本庁舎8階) 電話：経営相談 011-204-5331(直通) 金融相談 011-204-5346(直通)</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>職員が面談又は電話で相談に対応</td> </tr> </table> <p>※ なお、平日(8:45～17:30)においても、面談や電話による相談に対応しています。</p>			実施日	令和2年(2020年) 12月26日(土)、27日(日)、29日(火)、30日(水) 令和3年(2021年) 1月9日(土)、10日(日)、11日(月)	実施時間	各日9:00～15:00	実施場所	面談：経済部地域経済局中小企業課(道庁本庁舎8階) 電話：経営相談 011-204-5331(直通) 金融相談 011-204-5346(直通)	実施方法	職員が面談又は電話で相談に対応
	実施日	令和2年(2020年) 12月26日(土)、27日(日)、29日(火)、30日(水) 令和3年(2021年) 1月9日(土)、10日(日)、11日(月)									
実施時間	各日9:00～15:00										
実施場所	面談：経済部地域経済局中小企業課(道庁本庁舎8階) 電話：経営相談 011-204-5331(直通) 金融相談 011-204-5346(直通)										
実施方法	職員が面談又は電話で相談に対応										
参考											
報道(取材)に当たってのお願い	新型コロナウイルス感染症の影響により事業資金を必要としている中小・小規模企業に制度を幅広く活用いただくとともに、特別相談の実施について周知するため、積極的な報道をお願いいたします。										
他のクラブとの関係	同時配付(場所)										
	同時レク										
担当(連絡先)	経済部 地域経済局 中小企業課(担当者：瀧澤) TEL ダイヤルイン 011-204-5346 内線 26-354										

(別 紙)

「新型コロナウイルス感染症対応資金」概要

融資対象	危機関連保証、セーフティネット保証4号・5号のいずれかの認定を受けた中小企業者等
融資金額	6,000万円以内（国準拠・道特別合算）
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）
担 保	無担保
利子・保証料補給	一定の売上減少要件を満たす中小企業者等については、当初3年間無利子、融資期間中の保証料ゼロ
取扱期間	令和3年3月31日（保証申込）まで（融資については5月31日まで対応可能）